

平成27年度(10月30日以降適用) 土木積算基準 市版(運用歩掛) 対照表

頁	訂正前	訂正後
<p>〔2 調査関係〕 第2編 測量業務 第3章 参2-3-3</p>	<p>(2)各構成要素の算定 (一)直接人件費 設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。 (二)直接経費 直接経費は、1-2の(2)の(一)の(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各所管の「旅費取扱規則」および「日額旅費支給規則」に準じて積算するものとする。 1-2の(2)の(一)の(ロ)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。 (三)その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。 $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ (注：図工・普通作業員は直接人件費に含めない。) ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35パーセントとする。 (四)一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。 $(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。 (五)消費税相当額 消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。 $\text{消費税相当額} = \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税率})$</p>	<p>(2)各構成要素の算定 (一)直接人件費 設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。 (二)直接経費 直接経費は、1-2の(2)の(一)の(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各所管の「旅費取扱規則」および「日額旅費支給規則」に準じて積算するものとする。 1-2の(2)の(一)の(ロ)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。 (三)その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。 $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ (注：図工・普通作業員は直接人件費に含めない。) ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35パーセントとする。 (四)一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。 $(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。 (五)消費税相当額 消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。 $\text{消費税相当額} = \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税率})$</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1-4 電子成果品作成費 「土木設計業務等の電子納品要領(案)」に基づく電子成果品の作成費用は、「積算基準〔2 調査関係〕第3編 第1章 第3節 3-1 電子成果品作成費(2)その他の設計業務」によるものとする。</p> </div>

追加

